

芸術会館美楽来美術品収集懇話会開催要綱

(趣旨)

第1条 芸術会館美楽来（以下「芸術会館」という。）が所蔵する美術品等（絵画、彫刻、工芸、書、写真等及び美術に関する資料をいう。以下同じ。）の収集を適正かつ円滑に行うに当たり、意見又は助言を求めるため、芸術会館美楽来美術品収集懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「収集」とは、美術品等を購入し、又は寄贈を受け、若しくは寄託を受けることをいう。

(意見等を求める事項)

第3条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 収集をしようとする美術品等の評価に関する事項
- (2) その他教育委員会が美術品等の収集に関し必要と認める事項

(参加者)

第4条 懇話会の参加者は、次に掲げる者とする。

- (1) 生駒市教育委員会教育長
- (2) 美術品等に関し学識経験を有する者
- (3) 人格が高潔で、かつ、公平な意見を述べることができる者
- (4) 美術品等の評価に関し利害関係のない者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

2 前項の場合において、教育委員会は、原則として、同一の者に継続して懇話会への参加を求めるものとする。

(運営)

第5条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、懇話会に美術品等の収集に関する専門知識を有する者その他関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、生涯学習担当課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月8日から施行する。